

件名	4陳情第6号 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める件
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>1 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める。</p> <p>第2 陳情の原因</p> <p>1 地方自治法第14条に次の規定がある。 【普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。 ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】</p> <p>第3 陳情の理由</p> <p>1 この「条例によらなければならない」の「よら」は「依ら」であり、「依る」ためには「定め」が必要であるから、改正前の「定めなければならない」と意味は同じである。文理解釈すれば「義務」はないということになる危険がある。</p> <p>2 この危険を排除するためには、次のアメリカ合衆国憲法の修正第一条の「縮減禁止」の趣旨を含む、権利の条項に対する「文理解釈禁止」（＝縮減解釈禁止）の条例を制定することが求められる。 【連邦議会は、国教を樹立し、若しくは信教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。また、言論若しくは出版の自由、又は人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を縮減する法律を制定してはならない。】</p> <p>3 地方自治法第120条の「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない」という規定が、同法第14条2項の「法令に特別の定めがある場合」規定に該当するか、また仮に、該当する場合には、同法第14条2項の「義務を課し、又は権利を制限するには（中略）条例によらなければならない」旨の適用除外、すなわち「議会においては「条例によらなくとも、義務を課し、又は権利を制限することができる」と解することができる」か等の疑義があり、議会の課題が明定される必要がある。</p>	

※原文のまま掲載しています。